

國學院大學大学院聴講生規程

(大学院学則第32条)

第1条 この規程は、本学大学院学則第32条に規定する聴講生について必要な事項を定めるものとする。

第2条 聴講生となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1. 大学を卒業した者
2. 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
3. 文部大臣の指定した者
4. その他本学大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第3条 聴講生の在籍期間は、1ヵ年を原則とし、入学は学年の始めに限って審査の上これを許可する。
ただし、引き続き聴講を希望する者は、所定の期間内に改めて聴講継続願を提出しなければならない。

第4条 聴講生として受講を希望する者は、本大学院所定の用紙に所要事項を記載し、選考料・履歴書・写真（3ヶ月以内撮影のもの）・健康診断書を添えて、学長に願い出なければならない。

第5条 聴講生として受講を許可された者は、誓約書（所定用紙）・卒業証明書を提出し、直ちに登録料・聴講料を納入して聴講生証の交付を受けなければならない。

- 2 定められた期間内に手続きを完了しない者については、許可を取り消すことがある。

第6条 聴講生の選考料・登録料及び聴講料は次のとおりとする

選考料 15,000円（継続の場合は不要）

登録料（施設設備費含む） 50,000円（本学出身者は半額）

聴講料 1単位につき、11,000円